【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2021年6月14日 |
| 【発行者名】 | 東海道リート投資法人 |
| 【代表者の役職氏名】 | 執行役員　　江川　洋一 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区永田町二丁目14番3号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 東海道リート・マネジメント株式会社<br>財務企画部長　湯口 光次 |
| 【電話番号】 | 03-3501-7822 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】 | 東海道リート投資法人 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】 | 形態：投資証券<br>発行価額の総額：一般募集　15,634,560,000円<br>売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し　814,000,000円<br>（注）　今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年5月14日提出の有価証券届出書（2021年6月4日提出の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み）の記載事項のうち、2021年6月14日開催の本投資法人役員会において、一般募集における発行価格及びオーバーアロットメントによる売出しにおける売出価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

２【訂正事項】

第一部　証券情報

第1　内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）

1　募集内国投資証券

(3)　発行数

(4)　発行価額の総額

(5)　発行価格

(14)　手取金の使途

(15)　その他

2　売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）

(3)　売出数

(4)　売出価額の総額

(5)　売出価格

第5　募集又は売出しに関する特別記載事項

1　オーバーアロットメントによる売出し等について

３【訂正箇所】

訂正箇所は＿＿＿罫で示してあります。

# 第一部【証券情報】

## 第１【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

### １【募集内国投資証券】

#### （３）【発行数】

＜訂正前＞

162,860口

（注） 一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が指定先（後記「(15) その他 ② 申込みの方法等 (カ)」に定義されます。）から8,140口を上限として借入れる本投資口（ただし、かかる貸借は、後記「(15) その他 ② 申込みの方法等 (カ)」に記載のとおり、一般募集の対象となる本投資口のうち、12,560口が指定先に販売されることを条件とします。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行う場合があります。

（後略）

＜訂正後＞

162,860口

（注） 一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が指定先（後記「(15) その他 ② 申込みの方法等 (カ)」に定義されます。）から借り入れる本投資口8,140口（ただし、かかる貸借は、後記「(15) その他 ② 申込みの方法等 (カ)」に記載のとおり、一般募集の対象となる本投資口のうち、12,560口が指定先に販売されることを条件とします。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行います。

（後略）

#### （４）【発行価額の総額】

＜訂正前＞

15,478,214,400円

（注） 後記「(15) その他 ① 引受け等の概要」に記載のとおり、上記の発行価額の総額は、後記「(15) その他 ① 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。発行価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。

＜訂正後＞

15,634,560,000円

（注） 後記「(15) その他 ① 引受け等の概要」に記載のとおり、上記の発行価額の総額は、後記「(15) その他 ① 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。

#### （５）【発行価格】

＜訂正前＞

未定

（注1） 発行価格は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程施行規則第1210条に規定するブック・ビルディング方式（投資口の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、投資口に係る投資家の需要状況等を把握した上で、発行価格等を決定する方法をいいます。）により決定します。

（注2） 発行価格の仮条件は98,000円以上100,000円以下の価格とします。提示される仮条件は、本投資法人が本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在において保有し又は取得予定の資産の内容その他本投資法人に係る情報、本投資口の価格算定を行う能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案し決定しました。投資家は、本投資口の買付けの申込みに先立ち、2021年6月7日（月）から2021年6月11日（金）までの間に、引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。なお、当該需要の申告は、変更又は撤回することが可能です。引受人は、当該仮条件に基づく需要の申込みの受付けに当たり、本投資口が市場において適正な評価を受けることを目的に、本投資口の価格算定を行う能力が高いと推定される機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定です。当該仮条件に基づく需要状況、上場（売買開始）日（後記「(15) その他 ② 申込みの方法等 (エ)」をご参照ください。）までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、本投資法人が保有し又は取得予定の資産の内容に照らし公正な価額と評価し得る範囲内で、発行価格等決定日（後記「(15) その他 ① 引受け等の概要」に定義されます。）に、発行価格及び発行価額を決定する予定です。

（注3） 後記「(15) その他 ① 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額は、引受人の手取金となります。

（後略）

＜訂正後＞

1口当たり100,000円

（注1） 発行価格は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程施行規則第1210条に規定するブック・ビルディング方式（投資口の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、投資口に係る投資家の需要状況等を把握した上で、発行価格等を決定する方法をいいます。）により決定しました。

（注2） 発行価格の決定に当たっては、発行価格の仮条件（98,000円以上100,000円以下）に基づいて、機関投資家等を中心にブック・ビルディングを実施しました。
当該ブック・ビルディングの状況については、
①申告された総需要投資口数は、公募による新投資口発行及びオーバーアロットメントによる売出しの対象となる口数を

十分に上回る状況にあったこと
②申告された総需要件数が十分であったこと
③申告された需要の価格ごとの分布状況は、仮条件の上限価格に多く分布していたこと
が特徴でした。
上記ブック・ビルディングの結果、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの対象となる口数以上の需要が見込まれる価格であり、かつ、上場時に必要な投資主数の充足、不動産投資信託証券市場を含むマーケット環境及び上場（売買開始）日（後記「(15) その他　② 申込みの方法等　(エ)」をご参照ください。）までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、本投資法人が保有し又は取得予定の資産の内容に照らし公正な価額と評価し得る範囲内で、発行価格等決定日（後記「(15) その他　① 引受け等の概要」に定義されます。）に、発行価格を100,000円と決定しました。
なお、発行価額は96,000円と決定しました。

(注3) 後記「(15) その他 ① 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額は、引受人の手取金（1口当たり4,000円）となります。

（後略）

## （１４）【手取金の使途】

＜訂正前＞

一般募集における手取金15,478,214,400円については、後記「第二部 ファンド情報　第1 ファンドの状況　2 投資方針　(2) 投資対象　③ 取得済資産及び取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が取得を予定している特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。）の取得資金の一部に充当する予定です。

(注1) 調達する資金については、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。
(注2) 上記の手取金は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。

＜訂正後＞

一般募集における手取金15,634,560,000円については、後記「第二部 ファンド情報　第1 ファンドの状況　2 投資方針　(2) 投資対象　③ 取得済資産及び取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が取得を予定している特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。）の取得資金の一部に充当する予定です。

(注) 調達する資金については、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。
(注1)の番号及び(注2)の全文削除

## （１５）【その他】

＜訂正前＞

① 引受け等の概要

以下に記載する引受人は、2021年6月14日（月）（以下「発行価格等決定日」といいます。）に決定される発行価額にて本投資口の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は、払込期日に発行価額の総額と同額を本投資法人へ払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は、引受人の手取金となります。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 引受人の名称 | 住所 | 引受<br>投資口数 |
|---|---|---|
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 未定 |
| 大和証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | |
| 静銀ティーエム証券株式会社 | 静岡県静岡市葵区追手町1番13号 | |
| ＳＭＢＣ日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 | |
| マネックス証券株式会社 | 東京都港区赤坂一丁目12番32号 | |
| 東海東京証券株式会社 | 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 | |
| 合　　計 | － | 162,860口 |

（中略）

(注4) 各引受人の引受投資口数及び引受投資口数の合計は、発行価格等決定日に決定されます。

（後略）

＜訂正後＞

① 引受け等の概要

以下に記載する引受人は、2021年6月14日（月）（以下「発行価格等決定日」といいます。）に決定された発行価額（1口当たり96,000円）にて本投資口の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）（1口当たり100,000円）で一般募集を行います。引受人は、払込期日に発行価額の総額と同額を本投資法人へ払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は、引受人の手取金（1口当たり4,000円）となります。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 引受人の名称 | 住所 | 引受<br>投資口数 |
|---|---|---|
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 114,004口 |
| 大和証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 32,572口 |
| 静銀ティーエム証券株式会社 | 静岡県静岡市葵区追手町1番13号 | 8,143口 |
| ＳＭＢＣ日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 | 4,885口 |
| マネックス証券株式会社 | 東京都港区赤坂一丁目12番32号 | 1,628口 |
| 東海東京証券株式会社 | 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 | 1,628口 |
| 合　　計 | － | 162,860口 |

（中略）

(注4)の全文削除

（後略）

## ２【売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）】

### （３）【売出数】

＜訂正前＞

8,140口

（注） オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が指定先から8,140口を上限として借入れる本投資口（ただし、かかる貸借は、前記「(15)その他 ② 申込みの方法等 （カ)」に記載のとおり、一般募集の対象となる本投資口のうち、12,560口が指定先に販売されることを条件とします。）の売出しです。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

（後略）

＜訂正後＞

8,140口

（注） オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が指定先から借り入れる本投資口8,140口（ただし、かかる貸借は、前記「(15)その他 ② 申込みの方法等 （カ)」に記載のとおり、一般募集の対象となる本投資口のうち、12,560口が指定先に販売されることを条件とします。）の売出しです。

（後略）

### （４）【売出価額の総額】

＜訂正前＞

805,860,000円

（注） 売出価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。

＜訂正後＞

814,000,000円

(注)の全文削除

### （５）【売出価格】

＜訂正前＞

未定

（注） 売出価格は、前記「1 募集内国投資証券 (5) 発行価格」に記載の発行価格と同一の価格とします。

＜訂正後＞

1口当たり100,000円

(注)の全文削除

## 第５【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### １　オーバーアロットメントによる売出し等について

＜訂正前＞

一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が指定先から8,140口を上限として借入れる本投資口（ただし、かかる貸借は、前記「第1 内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）　1 募集内国投資証券 (15)その他 ② 申込みの方法等　(カ)」に記載のとおり、一般募集の対象となる本投資口のうち、12,560口が指定先に販売されることを条件とします。）（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、8,140口を予定していますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

（中略）

みずほ証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から、シンジケートカバー取引によって買い付け、借入投資口の返還に充当する口数を減じた口数について、グリーンシューオプションを行使し、本投資口を指定先から取得する予定です。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による指定先からの本投資口の借入れ、指定先からみずほ証券株式会社へのグリーシューオプションの付与及び東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

なお、シンジケートカバー取引に関して、みずほ証券株式会社は、大和証券株式会社と協議の上、これを行います。

＜訂正後＞

一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が指定先から借り入れる本投資口8,140口（ただし、かかる貸借は、前記「第1 内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）　1 募集内国投資証券　(15)その他 ② 申込みの方法等　(カ)」に記載のとおり、一般募集の対象となる本投資口のうち、12,560口が指定先に販売されることを条件とします。）（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。

（中略）

みずほ証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から、シンジケートカバー取引によって買い付け、借入投資口の返還に充当する口数を減じた口数について、グリーンシューオプションを行使し、本投資口を指定先から取得する予定です。

なお、シンジケートカバー取引に関して、みずほ証券株式会社は、大和証券株式会社と協議の上、これを行います。